

八代市商品開発・商品改良事業補助金

八代市に住所を有する者又は本店、事務所、加工所若しくは販売店のいずれかを市内に有する者が、本市の豊富な農林水産物を活かし、商品開発・商品改良に取り組む場合に、その経費の一部を補助する「八代市商品開発・商品改良事業補助金」を創設しました！

補助対象者

次の要件の全てを満たす者

- (1) 八代産品商品開発・販路拡大計画認定制度実施要領（令和7年6月23日農林水産部長専決）に基づく八代産品商品開発・販路拡大計画の認定を受けている者であること
- (2) 市税の滞納がないこと

補助対象事業・補助金の額

- (1) 商品開発事業 上限額：10万円
- (2) 商品改良事業 上限額：10万円
- (3) 商品開発事業（機器購入） 補助対象経費の1/2以内 上限額：25万円
- (4) 商品改良事業（機器購入） 補助対象経費の1/2以内 上限額：25万円

補助対象経費

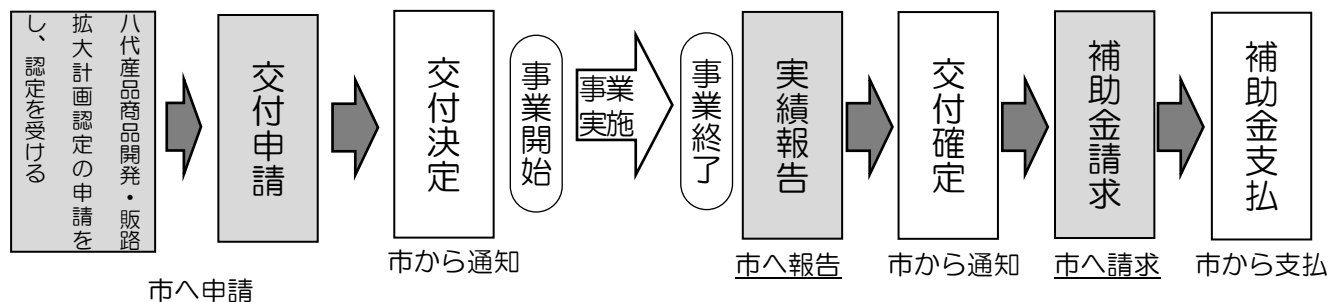
補助対象事業	補助対象経費		補助金の額等
(1) 商品開発事業 (2) 商品改良事業	原材料費	商品の試作・テストマーケティングに係る原材料費（自家栽培の農作物に係るものを除き、領収書等により支払金額が確認できるものに限る。）	補助対象経費に相当する額とし、10万円を上限とする。
	分析費	商品の成分分析や各種検査に要する費用	
	委託費	補助対象事業を実施するに当たり、補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託して行わせるために必要な経費（補助対象事業の全部を委託するものを除く。）	
	広告物製作費	商品カタログ、パンフレット等の製作費等	
	消耗品及び備品購入費	商品開発・商品改良に当たり、必要な消耗品及び備品等の購入費 商品開発・商品改良の試作・テストマーケティングに必要な包装資材やパッケージ等の購入に要する経費や、調理器具等の備品の購入に要する経費 ※消耗品…取得価額が10万円（税抜）未満 耐用年数が1年未満 ※備品…取得価額が10万円（税抜）以上 耐用年数が1年以上	
	その他市長が必要と認める経費		
(3) 商品開発事業（機器購入） (4) 商品改良事業（機器購入）	機器購入費	商品開発・商品改良に当たり、必要な機器（業務用の冷却器や搾汁機、粉碎機等）の購入費 ※機器…取得価額が50万円（税抜）以上	補助対象経費の1/2以内とし、25万円を上限とする。

その他

- ・国・県の補助制度その他の補助制度で補助を受ける事業（予定含む）は対象外です。
- ・交付決定より前に支出したものは対象となりません。
- ・予算内での交付となりますので、予算額に達した場合は、交付できない可能性があります。

<事業の流れ>

※ は事業者が提出するもの



○提出書類一覧

交付申請

【提出する書類】

- | | |
|---|---|
| ☐ 交付申請書（様式第 1 号） | ☐ 事業計画書（様式第 2 号） |
| ☐ 収支予算書（様式第 3 号） | ☐ 見積書の写し |

※必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

実績報告

【提出する 書類】

- | | |
|--|--|
| ☐ 事業完了報告書（様式第 11 号） | ☐ 事業実績書（様式第 12 号） |
| ☐ 収支決算書（様式第 13 号） | ☐ 収支を証明する書類 |

補助金の請求

【提出する書類】

- ☐ 補助金請求書（様式第 15 号）



八代市商品開発・商品改良事業
補助金はこちらから



八代産品商品開発・販路拡大
計画認定制度はこちらから

【お問合せ先】

八代市フードバレー推進課

TEL：0965-33-8780